

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年6月8日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

香川県選挙管理委員会規則第2号

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則

香川県公職選挙運動公営等実施規程（昭和30年香川県選挙管理委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																		
<p><u>第20号様式（第45条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">参議院名簿登載者の氏名</th> <th style="width: 10%;">略称</th> <th style="width: 30%;">参議院名簿届出政党等の名称</th> <th style="width: 30%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等揭示</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">その四 略</p> <p>注</p> <p>1 参議院名簿届出政党等の名称等の揭示は、公職選挙法第七十五条第三項又は第五項の規定により、県選挙管理委員会が行うくじで定めた順序に従い、上から行うものとする。</p> <p>2 参議院名簿登載者の氏名の揭示は、公職選挙法第七十五条第四項又は第五項の規定により、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行うものとする。</p> <p>3 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「参議院名簿登載者の氏名」については、縦書きとし、参議院名簿による候補者の届出書の記載に従って、ふりがなを付けなければならない。</p> <p>4 略称のない参議院名簿届出政党等については、略称の欄は空欄とする。</p>	参議院名簿登載者の氏名	略称	参議院名簿届出政党等の名称					参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等揭示										<p><u>第20号様式（第45条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 30%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等揭示</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">その四 参議院比例代表選出議員の選挙の場合（投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所並びに期日前投票所及び市町選挙管理委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所内の適当な箇所の揭示）</p> <p>注</p> <p>1 参議院名簿届出政党等の名称等の揭示は、公職選挙法第七十五条第三項又は第五項の規定により、県選挙管理委員会が行うくじで定めた順序に従い、右から行うものとする。</p> <p>2 「参議院名簿届出政党等の名称」及び「略称」については縦書きとし、「名簿登載者の氏名」については横書きとする。この場合においては、名簿による候補者届出書の記載に従って、ふりがなを付けなければならない。</p>								参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等揭示									
参議院名簿登載者の氏名	略称	参議院名簿届出政党等の名称																																	
			参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等揭示																																
			参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等揭示																																

--	--

附 則
この規則は、公布の日から施行する。